

令和6年度 鬼怒川南部国営施設応急対策事業
現場技術業務

特 別 仕 様 書

関東農政局栃木南部農業水利事業所鬼怒川南部支所

項 目	内 容
(適用範囲) 第1条	令和6年度 鬼怒川南部国営施設応急対策事業 現場技術業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）」別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。
(目的) 第2条	本業務は、鬼怒川南部国営施設応急対策事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第3条	本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目1. ～3. において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目4. において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備 等
(管理技術者) 第4条	以下のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する者（大学卒13年（短大・高専卒18年、高校卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であること。 ・技術士（総合技術監理部門（農業-農業土木、農業-農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） ・博士（農学） ・農業土木技術管理士 ・シビルコンサルティングマネージャー（農業土木又は当該業務に該当する技術部門）
(現場技術員) 第5条	(1) 現場技術員 本業務の現場技術員数は1名とする。

(配置技術者の確認)
第6条

(保険加入)
第7条

(工事の概要)
第8条

(履行期間)
第9条

(業務内容)
第10条

(2) 資格要件
1) 現場技術員の技術者の区分は、「現場技術員（C）」とし資格は次のいずれかの者とする。

技術者区分	資 格
現場技術員（C）	・ 技術士（総合技術管理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） ・ 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該等業務に該当する技術部門（選択科目）） ・ 1 級又は 2 級土木施工管理技士 ・ 大学卒業後 2 年、短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年以上の実務経験を有する者。

(3) 現場技術員は、CADソフトウェアを利用した図面等の作成について経験を有することとする。

共通仕様書第 1-6 条における業務組織表の作成及び共通仕様書第 1-7 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

受注者は、共通仕様書第 1-28 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

本業務を行う工事の概要は、次表のとおりである。ただし、監督職員が業務運営上関連業務について応援要請した場合は、事前に協議した上で記載した工事以外も対応を指示する場合がある。

工事名	工事場所	工期（予定）	工種・概略数量等
導水幹線水路ゲート設備その 1 工事（仮称）	栃木県真岡市上谷貝地内ほか	令和6年5月～令和7年2月	水路設備改修 8 門
左岸幹線水路ゲート設備その 1 工事（仮称）	茨城県下妻市今泉地内ほか	令和6年7月～令和7年2月	水路設備改修 8 門
右岸幹線水路ゲート設備その 3 工事（仮称）	栃木県下野市本吉田地内ほか	令和6年8月～令和7年2月	水路設備改修 11 門

業務期間を次のとおりとする。
令和6年4月1日～令和7年3月21日
「ただし、準備期間 5 日（土日入れて 7 日）を含む。」

業務内容等については、次のとおりとする。
本業務に従事する現場技術員の業務内容は次のとおりとする。

1) 設計に関する業務

・ 設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成等に関する業務

2) 監督に関する業務

・ 工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務

(業務場所) 第 11 条	・工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務 ・工事検査に必要な資料の作成に関する業務 3) 関係機関等との協議に関する業務 ・基礎的資料の作成に関する業務 4) 事業実施に関する業務 ・基礎的資料の作成に関する業務 業務場所は、栃木南部農業水利事業所内及び鬼怒川南部国営施設応急対策事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。なお、詳細については、監督職員との協議のうえ決定するものとする。
(打合せ) 第 12 条	共通仕様書第 1ー5 条による打合せについては、月 1 回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面により行うことができるものとする。 なお、業務を適正に円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合わせ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。
(成果物) 第 13 条	成果物の提出は次のとおりとする。 (1) 業務実施報告書 1 式 (2) 共通仕様書第 2-4 条から第 2-19 条の規定により実施した業務において作成した資料 1 式 (3) その他必要な資料 1 式
(成果物の提出先) 第 14 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 栃木県小山市中央町 3ー7ー1 ロブレビル 7 階 関東農政局栃木南部農業水利事業所鬼怒川南部支所
(業務内容の変更) 第 15 条	現場技術業務契約書第 16 条から第 19 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 8 条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。 (2) 第 9 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。 (3) 第 10 条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。 (4) 第 11 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。 (5) 第 12 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (6) 第 13 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (7) その他重要な変更が生じた場合。
(その他留意事項) 第 16 条	(1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。 (2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。 なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。この他、Auto CAD LT 2020 以上、microsoft Office2016 以上、Acrobat DC Std 以上、DocuWorks8 もしくは DocuWorksViewerLight8 以上をインストールしてあるものとする。なお、OS は Windows10 以上とする。 業務期間満了等に業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等の

(定めなき事項) 第 17 条	データは完全に消去し、その結果を監督職員の確認を受けるものとする。 (3) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。 (4) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。
-------------------------------	--